

「遊子川地域 PR 映像制作業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、遊子川地域活性化プロジェクトチームが実施する「遊子川地域 PR 映像制作業務委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 遊子川地域活性化プロジェクトチームが設置する遊子川地域 PR 映像制作実行委員会の審議事項は次のとおりとする

- （1）プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者（公募条件）の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書と認めるもの
 - エ その他必要と認めるもの
- （2）選定に関する審査
 - ア プロポーザルの結果
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

（提出要請書）

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要等
- （2）プロポーザルの手続
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第4条 提案書は次の次号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- （1）業務実施体制
- （2）会社の業務経歴
- （3）当該業務の実施方針及び手法
- （4）その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 提案内容

- ア 制作の視点及び動画コンセプトの提案
- イ 動画構成・内容の提案
- ウ BGM・音響効果の提案

(2) 実施体制

- ア 従事スタッフの構成・人数と業務の実現性
- イ 類似業務の実績

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

ただし、提案者が4者以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位3者にヒアリングを実施する。

なお、提案者1者の場合も、ヒアリングを実施する。

3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適したものを特定する。

4 評価結果が同点の場合には、「映像制作の視点及び映像コンセプトの提案」「映像構成・内容の提案」の項目の合計得点が高い提案者を受託候補者として特定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル選定委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、遊子川地域 PR 映像制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を別に設置し、提案書の評価を行う。

2 選定委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 遊子川地域 PR 映像実行委員長

副委員長 遊子川地域 PR 映像実行副委員長

委員 遊子川地域 PR 映像実行委員

西予市企画調整課職員2名(遊子川地域活性化プロジェクトチーム会員以外)

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 選定委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を遊子川地域 PR 映像制作実行委員会に報告するものとする。

(提案資格の確認通知)

第7条 選考委員会の結果に基づき選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は遊子川地域活性化プロジェクトチームが通知を発送した日の翌日起算で、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く5日後の17時15分までに参加意向申出書提出先まで提

出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、遊子川地域活性化プロジェクトチームが書面を受領した日の翌日起算で、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則 この要領は、平成25年11月6日から施行する。